

## 選挙人名簿制度について

選挙人名簿は、投票できる者の範囲を確定するために市町村の選挙管理委員会により調製される公簿である。

### 選挙人名簿の概要

- 調製主体：市町村の選挙管理委員会
- 登録方法：職権登録
  - ※ 住民基本台帳の記録に基づいて登録。
- 登録の効力：永久選挙人名簿
  - ※ 選挙人名簿に一度有効に登録されたときは、その登録は永久に有効であり、死亡、国籍の喪失、他市町村への住所移転等のため選挙人名簿から抹消される場合を除き、登録は効力を失わない。
- 記載事項：選挙人の氏名、住所、性別、生年月日等
- 調製様式：カード式、帳票式、磁気ディスク

### ○ 選挙人名簿の様式（帳票式）

住所	ふりがな 氏名	生年月日	性別	登録 年月日	住民票 作成日 転入届 出日	表示・表 示の消 除 (理由及び その年月日)	抹消 (理由及び その年月日)	投票 区	備考
									<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           市(区)(町)(村)            選挙管理            委員会印         </div>

## 選挙人名簿への登録

- 被登録資格：①当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民  
②引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記録
  
- 登録：定時登録と選挙時登録
  - ①定時登録：3、6、9、12月（登録月）の年4回  
※ 登録月の1日を基準日として、2日に登録。
  - ②選挙時登録：選挙の都度  
※ 選挙管理委員会が基準日、登録日を定めて登録。

選挙人名簿の正確性を確保するため、縦覧や閲覧等の制度がある。

## 縦覧

- 対象書面：選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した書面
- 対象者：新たに選挙人名簿に登録された者
- 期間：定時登録の際は5日間  
※ 登録月の3日から7日まで。  
選挙時登録の際は選挙管理委員会が定める期間  
※ 通例1日
- 是正措置：選挙管理委員会への異議の申出  
※ 縦覧期間内に申し出ることが必要。  
選挙管理委員会の決定に対する訴訟の提起  
※ 訴訟を提起するには異議の申出が必要。

## 閲覧

- 対象書面：選挙人名簿の抄本
  - 対象者：選挙人名簿に登録されているすべての者
  - 期間：(選挙時を除き) 常時
  - 是正措置：選挙管理委員会への調査の請求
- 選挙人名簿の抄本の様式

住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考

営利目的や不当な目的による選挙人名簿の抄本の閲覧は拒否できる。

## 閲覧が認められる場合

- ①選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認する場合
- ②候補者等が選挙運動又は政治活動を行うために閲覧する場合
- ③公共目的の世論調査のために閲覧する場合

## 公職選挙法（抄）

（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

### （選挙権）

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 （略）

### （永久選挙人名簿）

第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二條第一項及び第二十三條第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3～5 （略）

### （選挙人名簿の記載事項等）

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2・3 （略）

### （被登録資格等）

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2・3 （略）

4 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

(表示及び訂正等)

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 (略)

(登録の抹消)

第二十八條 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(通報及び閲覧等)

第二十九條 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に関し、その有している資料について相互に通報しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本（第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。

(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)

第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

- 2 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録された者であつても選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六条 詐偽の方法をもつて選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録をさせた者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 選挙人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二条の規定による届出に関し虚偽の届出をすることによつて選挙人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。

- 3 (略)

## 公職選挙法施行令（抄）

（昭和二十五年四月二十日政令第八十九号）

（選挙人名簿の登録のための調査等）

第十条の二 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格（以下「被登録資格」という。）を有する者を常時調査し、被登録資格を有する者について選挙人名簿に登録するための整理をするものとし、選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格を有することについて確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の調査に関し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者その他の関係人の出頭を求め、又はこれらの者に被登録資格の確認のための資料の提出を求めることができる。この場合には、これらの者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

## 住民基本台帳法（抄）

（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

（選挙人名簿との関係）

第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうものとする。

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等で選挙人名簿の登録に関係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されないよう努めなければならない。